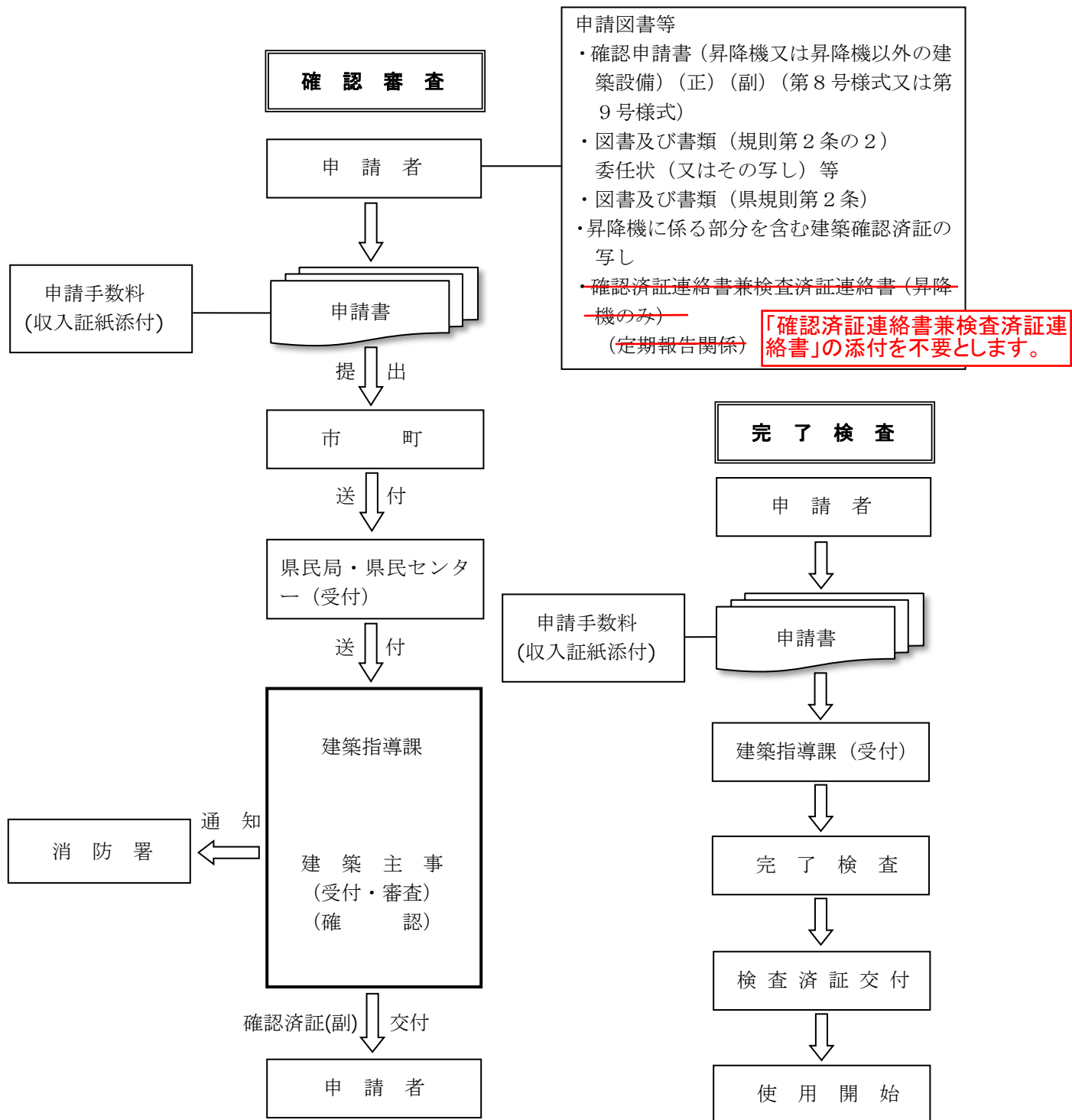
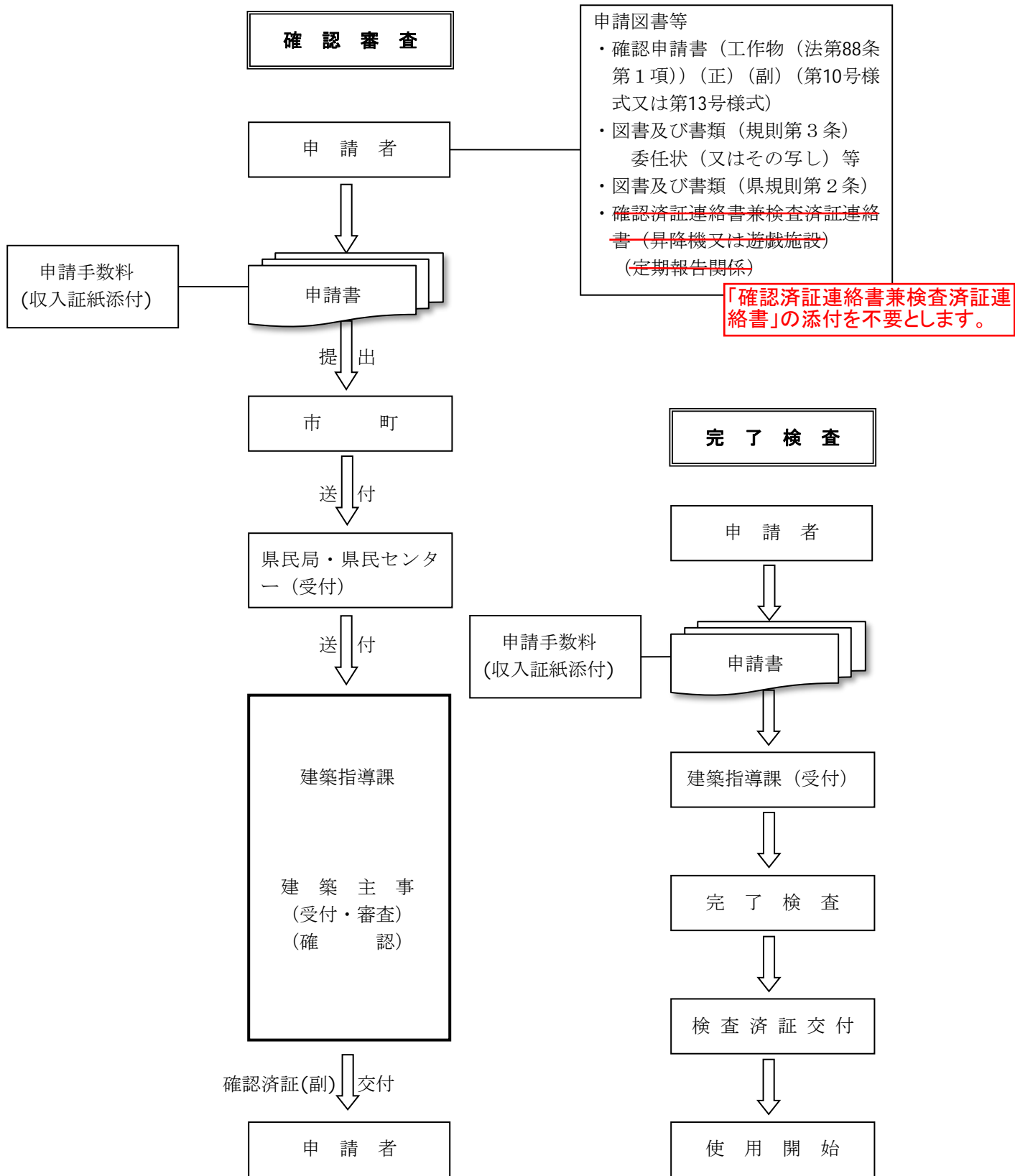


建築確認、完了検査申請の流れ (法第87条の4 建築設備)



- (注) 法第6条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物に設ける場合であっても、次に掲げるエレベーター又は小荷物専用昇降機は、法第87条の4の建築設備の準用規定の対象とならない。
- 1 籠が住戸内のみを昇降するエレベーター
  - 2 法第6条第1項第2号建築物(階数が2以下、延べ面積が500㎡以下及び高さが16m以下のものに限る。)に設けるエレベーター
  - 3 昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられている室の床面よりも50cm以上高い小荷物専用昇降機

建築確認、完了検査申請の流れ (法第88条第1項工作物(昇降機等))



※ 昇降機等

昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で、令第138条第2項で指定するもの。